

砺波市告示第 8 1 号

騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等について（平成 2 4 年砺波市告示第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

砺波市長 夏 野 修

2 の表(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

3 の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。